

**2019年（平成31）年度
介護支援専門員専門研修・更新研修【課程Ⅰ・Ⅱ】
開催要綱**

1 目的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながら利用者の自立支援に資するケアマネジメントを実践できる知識・技術を習得し、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とします。

また、本研修は、介護支援専門員証の有効期間を更新するために必要な「更新研修（実務経験者向け）」を兼ねるものとします（専門研修と更新研修の合同開催）。

2 実施主体

社会福祉法人大分県社会福祉協議会（大分県社会福祉介護研修センター）

3 受講資格

介護支援専門員であって、次の（１）、（２）のいずれかに該当する者とします。

（１）「専門研修」として受講する者

現在、介護支援専門員として実務に従事している者で、就業後３年以上の者であって、2021（平成33年）年1月以降に有効期間が満了する者とします。

（２）「更新研修」として受講する者

介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験のある者で、引き続き実務に従事する又は実務に従事する予定がある等で有効期間を更新する必要のある者のうち、2020年（平成32年）12月末までに有効期間が満了する者とします。なお、研修内容については専門研修と同じです。

※【上記（１）及び（２）の「実務」について】

この場合の「実務」とは、ケアプラン作成業務（介護予防を含む。）を指します。上記（１）に掲げる事業所又は施設で就労していたとしても、単に、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行い、ケアプランの作成を行っていない場合は、実務経験としては認められません。別紙「フローチャート」で確認ください。

4 対象者

（１）専門・更新研修「課程Ⅰ（56時間）」

①専門研修として受講する者

前記3（１）の受講資格を満たす方で、2019（平成31）年6月1日現在お

いて、就業後6ヵ月以上の者。ただし、介護支援専門員証の更新が2回目以上となる方で、前回の更新時に「課程Ⅰ＋課程Ⅱ」または「課程Ⅱのみ」の受講で更新をされた方は受講不要です。

②更新研修として受講する者

前記3(2)の受講資格を満たす方は、現在の実務への従事、実務経験の多少を問わず、受講できます。ただし、介護支援専門員証の更新が2回目以上となる方で、前回の更新時に「課程Ⅰ＋課程Ⅱ」または「課程Ⅱのみ」の受講で更新をされた方は受講不要です。

(2) 専門・更新研修「課程Ⅱ(32時間)」

①専門研修として受講する者

前記3(1)の受講資格を満たす方で、2019(平成31)年9月1日現在において、就業後3年以上の者。また、介護支援専門員証の更新が2回目以上となる方は、更新後3年以上経過していることが必要です。(課程Ⅰを修了していることが必要です。)

②更新研修として受講する者

前記3(2)の受講資格を満たす方は、現在の実務への従事、実務経験の多少を問わず、受講できます。(課程Ⅰを修了していることが必要です。)

5 開催日程・カリキュラム(別紙「研修日程」参照)

(1) 専門・更新研修「課程Ⅰ」(計11日間、56時間)

※ 事例の提出が必要です(詳細については、受講決定通知にてお知らせします。)

(2) 専門・更新研修「課程Ⅱ」(計8日間、32時間)

別紙日程のいずれかの組(1～3組)を選択してください。

2日目以降の事例研究については、各自の持ち寄り事例を使用します。基本的にそれぞれの科目の内容に応じた事例(7類型の事例)をご準備いただきます。詳細については、受講決定通知にてお知らせします。

なお、事例(ケアプラン)の提出が難しい方につきましては、実務経験の有無に関係なく実務未経験者向け更新研修(11日間)のご受講をおすすめします。

(実務未経験者向け更新研修の詳細につきましては、介護研修センターあてにお問い合わせください。)

課題整理総括表の記入の仕方が分からない方につきましては、本研修を受講する前に、大分県介護支援専門員協会が6月29日(土)に開催予定の課題整理総括表の研修会をできる限り受講してください。課題整理総括表研修会の申込方法等の詳細につきましては、大分県介護支援専門員協会(TEL:097-504-7500)のホームページに5月上旬頃掲載予定です。

6 修了評価（研修記録シートの作成と提出）

研修受講を効果的なものとするために、受講者自身が研修を通じて得たいこと（学習課題）を設定し、その達成状況を修了後に評価することを目的とした、「研修記録シート」の作成と提出を通して修了評価を行います（詳細については、受講決定通知にてお知らせします。）。

7 定員（予定）

- (1) 課程Ⅰ 150名（専門課程40名、更新課程110名）
- (2) 課程Ⅱ 420名（専門課程各組20名、更新課程各組120名）

※課程Ⅰ、課程Ⅱとも定員を超えた場合は更新者を優先します。

8 研修場所

大分県社会福祉介護研修センター3階大ホール（別紙案内図 参照）

大分市明野東3丁目4番1号 TEL: 097-552-6888 FAX: 097-552-6868

9 受講申込

受講申込書（課程Ⅰ、課程Ⅱの両方を受講する場合、それぞれに申込書があるのでご注意ください。）の各項目に記入し、必ず「介護支援専門員証の写し」を添付して、大分県社会福祉介護研修センターあて郵送でお申し込みください（FAXによる申し込みは無効です。）。

《 受講申込書 記入上の留意点 》

- (1) 受講が必要な研修は、別紙「フローチャート」で確認してください。
- (2) 課程Ⅱの組については、第3希望までご記入ください。ただしご希望に添えない場合があることをご了承ください。
- (3) 受講決定後の組変更は原則受け付けません。
- (4) 専門研修、更新研修で受講申込書が異なります。ご確認のうえご記入ください。
- (5) 毎年、更新研修の方で課程Ⅰの受講漏れがみられます。別紙「フローチャート」で確認ください。課程Ⅰを受講していない場合は更新出来ません。
- (6) 更新研修は、有効期間満了日までに所定の科目を終了する必要があります。終了前に有効期限を過ぎた場合には、途中まで受講していた科目も無効となりますので、介護支援専門員証と有効期限満了日を必ず確認してください。

10 受講申込締切日 平成31年4月27日（土）必着

11 受講料（お支払い方法や支払期限は、受講決定通知にてお知らせします。）

- (1) 「課程Ⅰ」 34,000円（テキスト代、資料代を含む。）
- (2) 「課程Ⅱ」 22,000円（テキスト代、資料代を含む。）

1 2 受講決定通知及び提出事例等のご案内

県と協議のうえ、6月中旬頃に専門研修の方は所属事業所あてに、更新研修の方は、個人住所あてに当研修センターから受講可否決定通知書を郵送します。この時期を過ぎても通知書が届かない場合は、当研修センターまでお問い合わせください。
※「提出事例」、「修了評価（研修記録シート）」及び「受講料のお支払い」についても、上記通知に同封してお知らせします。

1 3 研修修了証明書について

研修日程の全てを修了した場合に、指定法人である社会福祉法人大分県社会福祉協議会会長名の研修修了証明書を交付します（この修了証明書は、介護支援専門員証の更新申請手続きに必要となりますので、大切に保管してください。）。

1 4 個人情報の取り扱い

受講申込書等で取得した個人情報は、本研修の運営及び修了証明書発行以外には利用いたしません。また、提出された書類は返却いたしませんのでご了承ください。

1 5 その他

- (1) 欠席は原則として認められません。また、30分以上の遅刻は受講出来ません。
- (2) 昼食は各自で準備願います。なお、研修会場では、業者の方が弁当の予約を受け付けていますので、ご希望の方は当日、お申し込みください。
- (3) 自然災害により、研修の開催が困難であると判断したときは、急遽、日程変更等の対応をとる場合があります。その際は、当センターホームページによりお知らせします。
- (4) 身体に障がいがある等、特別の措置を希望される場合は、受講申込み時にご連絡ください。

1 6 問い合わせ先・申し込み先

〒870-0161 大分市明野東3丁目4番1号

大分県社会福祉介護研修センター 社会福祉研修部 担当：後藤（政）

TEL: (097) 552-6888 FAX: (097) 552-6868

介護支援専門員研修体系

研修名		対象者	時間	備考
介護支援専門員実務研修	義務	・介護支援専門員実務研修受講試験合格者	87時間以上	
介護支援専門員専門研修課程Ⅰ	任意	・実務に従事している者であって、就業後6か月以上の者	56時間以上	
介護支援専門員専門研修課程Ⅱ	任意	・実務に従事している者であって、就業後3年以上の者 (更新が2回目以上となる方は、更新後3年以上経過していること)	32時間以上	
介護支援専門員更新研修	義務	次のいずれかに該当する者であって、介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する者 ①介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者 (実務未経験者)	54時間以上	
		②介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者 (実務経験者)	88時間以上	・専門研修課程を修了している者は免除 ・本研修での更新が2回目以上の方は課程Ⅱ(32H)の受講のみ
介護支援専門員再研修	義務	・登録後5年以上、実務に従事したことがない者 ・実務経験はあるが、5年以上実務に従事したことがない者	54時間以上	
主任介護支援専門員研修	任意	①専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年以上である者 ②ケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネージャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年以上である者 ③施行規則第140条の52第2号のハに規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者 ④その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者(詳細は、大分県主任介護支援専門員研修開催要項を確認すること) 上記①～④いずれかに該当し、かつ 専門研修課程Ⅰ及びⅡ又は更新研修を修了した者	70時間以上	※大分県介護支援専門員協会主催
主任介護支援専門員更新研修	任意	研修対象者は、次の①から⑤までのいずれかに該当するものであって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者とする。なお、特に質の高い研修を実施する観点から、上記の要件以外に、都道府県において実情に応じた受講要件を設定することは差し支えないものとする。 ①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテータの経験がある者 ②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者 ③日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において演題発表等の経験がある者 ④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネージャー ⑤主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者 平成27年2月12日老発0212第1号 厚生労働省老健局長通知	46時間以上	※大分県介護支援専門員協会主催

2019(平成31)年度介護支援専門員専門研修・更新研修 課程Ⅰ 研修日程

NO.1

期日	時 間	カリキュラム	目 的	
1 日 目	6月19日 (水)	8:30～9:00	受付	
		9:00～9:30	オリエンテーション	
		9:30～12:30	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状	介護保険制度の動向や地域包括ケアシステムの構築にむけた現状の取組を理解し、今後の地域包括ケアシステムに向けた介護支援専門員の関わり、関連する制度等を理解する。
		13:15～16:15	対人個別援助技術及び地域援助技術	対人個別援助技術(ソーシャルケースワーク)と地域援助技術(コミュニティソーシャルワーク)の違いと役割を理解する。
		16:15～16:45	1日の振り返り	
2 日 目	6月25日 (火)	9:30～10:00	受付	
		10:00～12:00	ケアマネジメントの実践における倫理	ケアマネジメントを実践する上で感じた倫理的な課題をふまえ、チームで対応していく際のチームアプローチの方法及び高齢者の権利を擁護する上で必要な制度等を理解する。
		13:00～17:00	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践	医療との連携や多職種協働に関する課題を踏まえ、今後の実践に向けて必要な知識・技術を理解する。
		17:00～17:30	1日の振り返り	
3 日 目	7月13日 (土)	8:30～9:00	受付	
		9:00～17:00	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定①	介護支援専門員としての実践の振り返りを通じて、ケアマネジメントプロセスを再確認した上で、専門職としての自らの課題を理解する。
		17:00～17:30	1日の振り返り	
4 日 目	7月14日 (日)	8:30～9:00	受付	
		9:00～16:30	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定②	介護支援専門員としての実践の振り返りを通じて、ケアマネジメントプロセスを再確認した上で、専門職としての自らの課題を理解する。
		16:30～17:00	1日の振り返り	
5 日 目	7月25日 (木)	9:30～10:00	受付	
		10:00～15:00	状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例	介護保険で提供される地域密着型サービス等の活用に係る知識及びケアマネジメント手法を修得する。
		15:00～15:30	1日の振り返り	
6 日 目	8月3日 (土)	9:30～10:00	受付	
		10:00～15:00	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	看護サービスの活用に係る知識及びケアマネジメント手法を修得する。
		15:00～15:30	1日の振り返り	

2019(平成31)年度介護支援専門員専門研修・更新研修 課程Ⅰ 研修日程

NO.2

	期日	時 間	カリキュラム	目 的
7 日 目	8月20日 (火)	9:30～10:00	受付	
		10:00～15:00	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	利用者が活用しうる制度に関する知識及び関係機関等との連携を踏まえたケアマネジメント手法を修得する。
		15:00～17:00	リハビリテーション・福祉用具の活用に関する事例①	リハビリテーションや福祉用具等の活用に係る知識及びケアマネジメント手法を修得する。
		17:00～17:30	1日の振り返り	
8 日 目	8月23日 (金)	9:15～9:45	受付	
		9:45～12:00	リハビリテーション・福祉用具の活用に関する事例②	リハビリテーションや福祉用具等の活用に係る知識及びケアマネジメント手法を修得する。
		13:00～17:00	認知症に関する事例	認知症に関する知識及び認知症の要介護者等に有効なサービスを活用したケアマネジメント手法を修得する。
		17:00～17:30	1日の振り返り	
9 日 目	8月31日 (土)	9:30～10:00	受付	
		10:00～15:00	家族への支援の視点が必要な事例	家族への支援の視点を踏まえたケアマネジメント手法を修得する。
		15:00～15:30	1日の振り返り	
10 日 目	9月7日 (土)	9:30～10:00	受付	
		10:00～15:00	入退院時等における医療との連携に関する事例	医療との連携に必要な知識及び医療との連携を踏まえたケアマネジメント手法を修得する。
		15:00～15:30	1日の振り返り	
11 日 目	9月8日 (日)	9:30～10:00	受付	
		10:00～12:00	個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習	指導・支援、コーチング、スーパービジョン等の違いを踏まえ、自らがそれらを受け入れる心構えや、専門職として不断に自己研鑽を行うことの重要性を理解する。
		13:00～15:00	研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	研修全体を振り返り、今後の学習課題を認識し、自己研鑽の意欲を高める。また、受講者間でのネットワークの構築を図る。
		15:00～15:15	ケアマネ協会からの事務連絡	
		15:15～15:45	1日の振り返り	

※昼食・休憩については、適宜設けます。

※上記の日程、カリキュラムの内容等は変更する場合がありますので、ご了承ください。

2019(平成31)年度 介護支援専門員専門研修・更新研修 課程Ⅱ 研修日程

NO.1

	1組	2組	3組	時間	カリキュラム	目的
1 日目	9月22日 (日)	9月28日 (土)	10月12日 (土)	8:45～9:15	受付	
				9:15～9:45	オリエンテーション	
				9:45～17:00	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	介護保険制度の改正等の最新状況や地域包括ケアシステムの構築に向けた現状の取組及び課題についての講義を行う。地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護支援専門員が果たすべき役割等に関する講義・演習を行う。
				17:00～17:30	1日の振り返り	
2 日目	9月29日 (日)	10月26日 (土) ※3日目	11月26日 (火) ※4日目	9:30～10:00	受付	
				10:00～15:00	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	各自が担当している他の制度(生活保護、成年後見制度等)を活用している事例、インフォーマルサービスを提供する事業者との連携が必要な事例等の居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。
				15:00～15:30	1日の振り返り	
3 日目	10月13日 (日)	10月20日 (日) ※2日目	11月3日 (日)	9:30～10:00	受付	
				10:00～15:00	入退院時等における医療との連携に関する事例	各自が担当している入退院時におけるケースの居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。
				15:00～15:30	1日の振り返り	
4 日目	11月9日 (土)	11月24日 (日)	10月27日 (日) ※2日目	9:30～10:00	受付	
				10:00～15:00	状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例	各自が担当している地域密着型サービス等の多様なサービスを活用している居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。
				15:00～15:30	1日の振り返り	
5 日目	11月23日 (土)	12月3日 (火)	12月4日 (水)	9:30～10:00	受付	
				10:00～15:00	認知症に関する事例	各自が担当している認知症である要介護者等の居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。
				15:00～15:30	1日の振り返り	
6 日目	12月1日 (日)	12月8日 (日)	12月21日 (土)	9:30～10:00	受付	
				10:00～15:00	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	各自が担当しているリハビリテーションや福祉用具等を組み入れた居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。
				15:00～15:30	1日の振り返り	
7 日目	12月7日 (土)	12月14日 (土)	12月22日 (日)	9:30～10:00	受付	
				10:00～15:00	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	各自が担当している看護サービスを組み入れた居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。
				15:00～15:30	1日の振り返り	
8 日目	12月13日 (金)	12月17日 (火)	12月25日 (水)	9:30～10:00	受付	
				10:00～15:00	家族への支援の視点が必要な事例	各自が担当している家族支援が特に必要なケースの居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。
				15:00～15:15	ケアマネ協会からの事務連絡	
				15:15～15:45	1日の振り返り	

※昼食・休憩については、適宜設けます。

※上記の日程、カリキュラムの内容等は変更する場合がありますので、ご了承ください。

大分県の更新研修フローチャート(1回目の資格更新者対象)

2020年中(2020年1月1日～12月31日)に介護支援専門員証の有効期間満了を迎える。

はい

居宅介護支援事業所等において、介護支援専門員として実務に従事した経験がある。※注1

はい

実務経験者向け 更新研修(88時間)

◇受講研修 : 更新研修課程Ⅰ(56時間)
&
更新研修課程Ⅱ(32時間)

◇予定時期 : 2019年6月～2020年1月

◇その他 : 専門研修課程を受講している場合は受講した課程は免除となります ※注2～4

いいえ

実務未経験者向け 更新研修(54時間)

◇受講研修 : 実務未経験者向け更新研修(54時間)

◇予定時期 : 2019年9月～2020年3月
(受講開始月から4か月程度)

◇その他 : 再研修は一部同科目となります ※注4

いいえ

更新申請手続き後(有効期間満了日の1年前から受付)、更新完了

現時点で、更新研修を受講することはできません

【フローチャート補足】

※注1・・・

介護支援専門員として実務に従事するとは、「居宅介護支援事業所」のほかに「特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)」、「グループホーム」、「小規模多機能型居宅介護」、「複合型サービス」、「地域包括支援センター」、「介護保険施設」等でケアプラン作成の業務をすることを指します。
(実務従事期間は問いません)

※注2・・・

専門研修課程Ⅰの受講対象者は、「介護支援専門員としての実務に従事している者であって、就業後6ヶ月以上の者」と原則定められています。

※注3・・・

専門研修課程Ⅱの受講対象者は、「介護支援専門員としての実務に従事している者であって、就業後3年以上の者」と原則定められています。

※注4・・・

更新研修課程Ⅰ、更新研修課程Ⅱ、実務未経験者向け更新研修の受講対象者は、「介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年以内に満了する者」と原則定められています。

【その他】

(1)更新研修を受けずに介護支援専門員証の有効期間が切れた場合、再研修を修了することにより再度、証の交付を受けることができます。

(2)他都道府県登録の方は、大分県で更新のための研修は原則受けられません。登録している都道府県に確認してください。

(3)左記は一例です。複雑な制度のため、必ずしも当てはまらない場合があります。また、研修受講の判断は、介護支援専門員証の有効期間と研修時期等をよく考慮してください。

大分県の更新研修フローチャート(2回目以降の資格更新者対象)

2020年中(2020年1月1日～12月31日)に介護支援専門員証の有効期間満了を迎える。

はい

介護支援専門員証の有効期間満了日より前5年間に、居宅介護支援事業所等において、介護支援専門員として実務に従事した経験がある。 ※注1

いいえ

はい

前回の更新時に、専門研修または実務経験者向け更新研修(課程Ⅰ+課程Ⅱまたは課程Ⅱのみ)を修了し、更新をした。…①へ
 前回は、実務未経験者向け更新研修(44時間)を修了し更新をした。…②へ
 再研修を受講して介護支援専門員証の交付を受けた。…②へ

いいえ

*主任介護支援専門員更新研修を修了した場合は、更新研修課程Ⅱの受講は免除となります。
 主任介護支援専門員の方で主任介護支援専門員の更新を希望する場合は、主任介護支援専門員更新研修を受講して、介護支援専門員証の有効期間を更新することができます。
 主任介護支援専門員の更新期限と介護支援専門員証の有効期間満了日を考慮して、必要な研修を受講し、介護支援専門員証の有効期間の更新を行ってください。

①

②

実務経験者向け更新研修(32時間)

- ◇受講研修：更新研修課程Ⅱ(32時間)
- ◇予定時期：2019年9月～2020年1月
- ◇その他：専門研修課程を受講した場合、受講した課程は免除となります ※注2～4

実務経験者向け更新研修(88時間)

- ◇受講研修：更新研修課程Ⅰ(56時間) + 更新研修課程Ⅱ(32時間)
- ◇予定時期：2019年6月～9月(課程Ⅰ) 2019年9月～2020年1月(課程Ⅱ)
- ◇その他：専門研修課程を受講した場合、受講した課程は免除となります。 ※注2～4

実務未経験者向け更新研修(54時間)

- ◇受講研修：実務未経験者向け更新研修(54時間)
- ◇予定時期：9月～3月(受講開始月から4か月程度)
- ◇その他：再研修は一部同科目となります。 ※注4

更新申請手続き後(有効期間満了日の1年前から受付)、更新完了

(参考) 大分県庁ホームページ <http://www.pref.oita.jp/site/144/kaigosien-senmonin2.html>

現時点で、更新研修を受講することはできません

【フローチャート補足】

※注1…

介護支援専門員として実務に従事するとは、「居宅介護支援事業所」のほかに「特定施設入居者生活介護(地域密着型を含む)」、「グループホーム」、「小規模多機能型居宅介護」、「複合型サービス」、「地域包括支援センター」、「介護保険施設」等でケアプラン作成の業務をすることを指します。(実務従事期間は問いません)

※注2…

専門研修課程Ⅰの受講対象者は、「介護支援専門員としての実務に従事している者であって、就業後6ヶ月以上の者」と原則定められています。

※注3…

専門研修課程Ⅱの受講対象者は、「介護支援専門員としての実務に従事している者であって、就業後3年以上の者」と原則定められています。

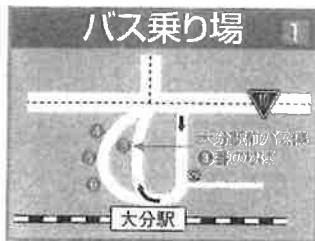
※注4…

更新研修課程Ⅰ、更新研修課程Ⅱ、実務未経験者向け更新研修の受講対象者は、「介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年以内に満了する者」と原則定められています。

【その他】

- 更新研修を受けずに介護支援専門員証の有効期間が切れた場合、再研修を修了することにより再度、証の交付を受けることができます。
- 他都道府県登録の方は、大分県で更新のための研修は原則受けられません。登録している都道府県に確認してください。
- 左記は一例です。複雑な制度のため、必ずしも当てはまらない場合があります。また、研修受講の判断は、介護支援専門員証の有効期間と研修時期等をよく考慮してください。

大分県社会福祉介護研修センター 交通アクセス

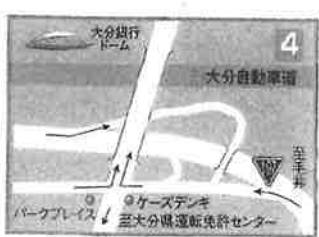
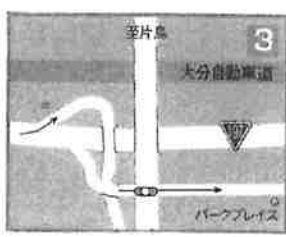
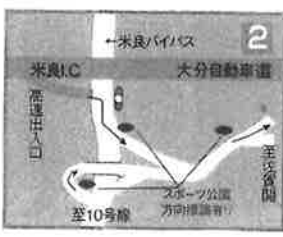
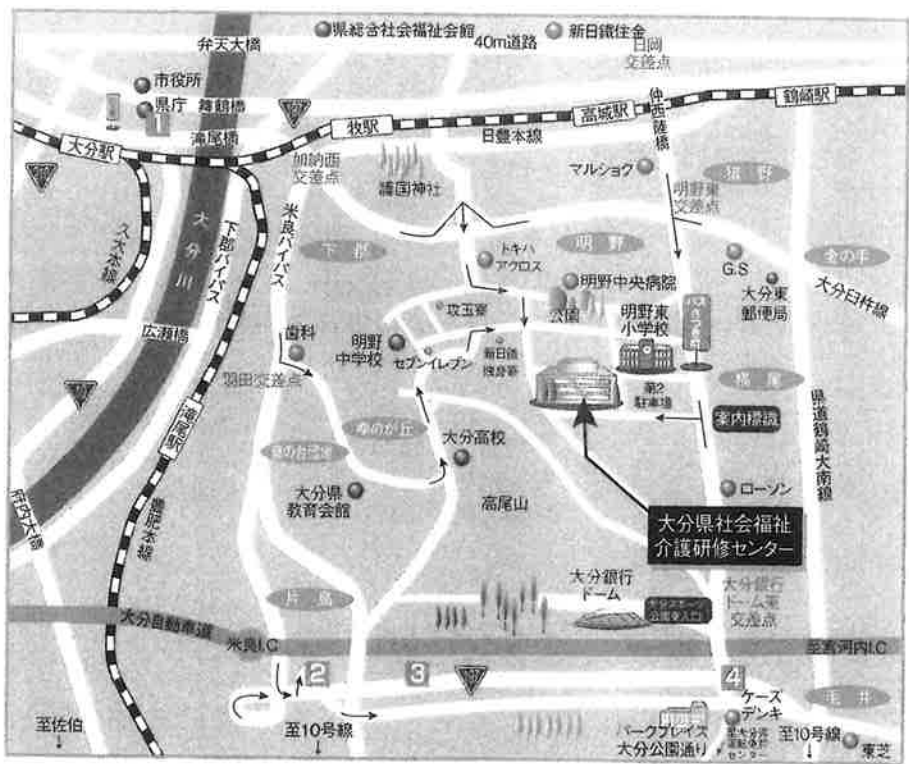


バス乗り場

交通手段(大分バス)
 大分駅前3番乗り場
 「明野団地、大分高校行き」
E40 か **E41**
 →「さつき町」下車徒歩約3分

休館日

毎週月曜日
 土・日曜日も開館しています
 祝日
 土・日曜日と重なる場合は
 開館しています
 年末年始
 12月29日～1月3日



お問い合わせ先

大分県社会福祉介護研修センター
 〒870-0161 大分市明野東3丁目4番1号
TEL097-552-6888 FAX097-552-6868